

情報提供

那医発第 437 号
令和 4 年 11 月 7 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「地域医療関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

冲医発第 1155 号 F
令和 4 年 11 月 1 日

地区医師会地域医療担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里
(地域医療担



地域医療関係通知文の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、地域医療関係通知文が以下のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、過酢酸の消毒方法が有用であるとの知見に基づき、「クリーニング所における消毒方法等について」及び「クリーニング所における衛生管理要領」の一部改正が行われ、病院における患者等の寝具類の洗濯業務を委託する場合の具体的な業務の運用が一部改正となった旨の通知となります。

②は、内閣府並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が主催、日本医師会が共催となり開催されるシンポジウムの開催案内となります。

③は、診療用放射線にかかる医療法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、①特別措置病室の使用にあたる留意事項通知にて周知予定の「関係学会等が作成するガイドライン」が作成されたこと、②関連通知である「放射線医薬品を投与された患者の退出等について」における特別措置病室の留意事項について、また、③旧通知である「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」に基づき定められた診療用放射線照射器具について、それぞれ新旧対照表にて改正内容が示されており、その内容の周知依頼となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

(令和 4 年 10 月 4 日 日医発第 1320 号 (地域))

- ② 「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 「AI (人工知能) ホスピタルに

「よる高度診断・治療システム」 成果発表シンポジウム 2022」の開催について
(令和4年10月19日 日医発第1423号 (地域))

- ③ 診療用放射線に係る通知3点について (①医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について・②医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正について・③「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」の改正について)

(令和4年10月21日 日医発第1444号 (地域))

| |
|--|
| 沖縄県医師会業務第1課：平木、徳村 TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089 E-mail：gl@okinawa.med.or.jp |
|--|



7

日医発第 1320 号 (地域)
令和 4 年 10 月 4 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

今村英仁

(公印省略)

「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

病院における患者等の寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、「病院、診療所等の業務委託について」(平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知)においてその具体的な業務の運用が定められています。

今般、過酢酸による消毒方法が有用であるとの知見に基づき、「クリーニング所における消毒方法等について」(昭和 39 年 9 月 12 日付け環発第 349 号厚生省環境衛生局長通達)及び「クリーニング所における衛生管理要領」(昭和 57 年 3 月 31 日付け環指第 48 号厚生省環境衛生局長通知別添)が一部改正されたことに伴い、上記課長通知の一部改正がなされました。

具体的には、課長通知別添 2「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」の「2 化学的方法」に「(5) 過酢酸による消毒」の項を加えるものになります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、関係医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。



日医発第 1423 号 (地域)
令和 4 年 10 月 19 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会副会長
角 田 徹
(公 印 省 略)

「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 「AI (人工知能) ホスピタル
による高度診断・治療システム」 成果発表シンポジウム 2022」の開催について

今般、内閣府並びに国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所より標記のシンポジウムの開催についての周知方依頼がございました。

「戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)」とは、内閣総理大臣が議長を務める「総合科学技術・イノベーション会議」が自らの司令塔機能を発揮して、府省の枠や旧来の分野の枠を超えたマネジメントに主導的な役割を果たすことを通じて、科学技術イノベーションを実現するために創設するプログラムで、本年度が、最終年度になります。

本シンポジウムは、「総合科学技術・イノベーション会議」を所管する内閣府、並びにAIホスピタルプログラムを受託した国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が主催し、本会が共催するものです。

開催日時は、令和 4 年 12 月 17 日(土)13:00~17:10 (受付開始 12:30 予定)です。

開催場所は昨年同様、日医会館になります。会場参加は 100 名ほどとし、Web 同時配信 (接続可能者数 350 名ほど) とあわせての開催となります。

参加方法は、下記ホームページ (11 月 1 日 (水) より受付開始) よりお申込みをお願い致します。

<https://www.nibiohn.go.jp/sip/publications/symposium/symposium2022.html>

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに、関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。



日医発第 1444 号 (地域)
令和 4 年 1 0 月 2 1 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

今村 英仁

(公印省略)

診療用放射線に係る通知 3 点について (①医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う「関係学会等が作成するガイドライン」の周知について・②医療法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係通知の改正について・③「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」の改正について)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長等より各都道府県衛生主管部 (局) 長等に対し、標記の 3 通知が発出されるとともに、同課医療安全推進・医務指導室より本会に対しても周知方依頼がありました。

①については、「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについての一部改正について」(令和 4 年 6 月 2 1 日付け日医発第 595 号(地域))にて、追ってご案内予定となっていた「関係学会等が作成するガイドライン」が別添の通り作成されたことについて、周知を依頼するものです。

②については、令和 4 年 1 0 月 1 日に改正省令が施行されることに伴い、関連通知「放射線医薬品を投与された患者の退出等について」(令和 4 年 6 月 2 1 日付け日医発第 595 号(地域))にて貴会宛に送付済み。)での特別措置病室の留意事項について、別紙の新旧対照表の通り改正がなされたことについて周知を依頼するものです。

③については、旧通知「診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出及び挿入後の線源の取扱いについて」(平成 3 0 年 7 月 2 6 日付(地 123))にて貴会宛に送付済み。)に基づき定められた患者退出基準に従って使用されている診療用放射線照射器具 (体内永久挿入) に関して、旧通知が別紙の新旧対照表の通り改正が行われたことについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。